

マイナンバーカードで 登録を希望する方むけ

ドローン情報基盤システム 2.0 (通称：DIPS2.0)

アカウントの開設手順 (スマートフォン版)

※iPhone (iOS 機器) での画面で説明しております。
android 機器のスマートフォンでは詳細が異なる場合があります。
また、今後の DIPS2.0 サイト更新により表示が変わる場合があります。

事前に準備していただくもの

①マイナンバーカード(所持していること)

②マイナポータルアプリ(設定済であること)

住所などの情報について事前に確認をお願いします。

③署名用の電子証明書

(マイナンバーカードを市区町村の窓口にて発行する際に、自身が設定した半角の6文字から16文字英数字が混在したもの)

④利用者証明用の電子証明書

(数字4桁の暗証番号)

⑤登録者本人のマイナポータル連携がお済みのNFC対応スマートフォン

登録手続き、カードの読み取り時に必須となります。

※特に、③、④に関しては記憶が曖昧なままで行うと登録作業が中断し、大幅な時間を消耗してしまいます。

「確実に正しく入力」出来る状態で登録を始めてください。

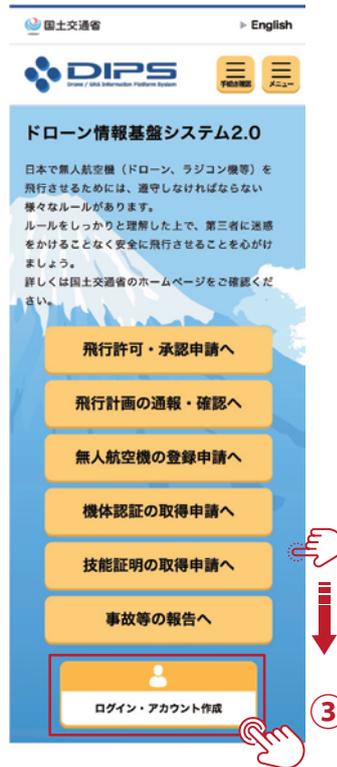
③、④について不明確な場合は、お住いの該当する役所窓口へ確認をお願いいたします。



①
スマートフォンにあるウェブブラウザアプリで検索欄に「DIPS2.0」と入力し検索します。

②
「ドローン情報基盤システム 2.0」をタップします。

Google では上記以外に「dips」「ぢp s」と検索しても「ドローン情報基盤システム 2.0」がトップに表示されます。



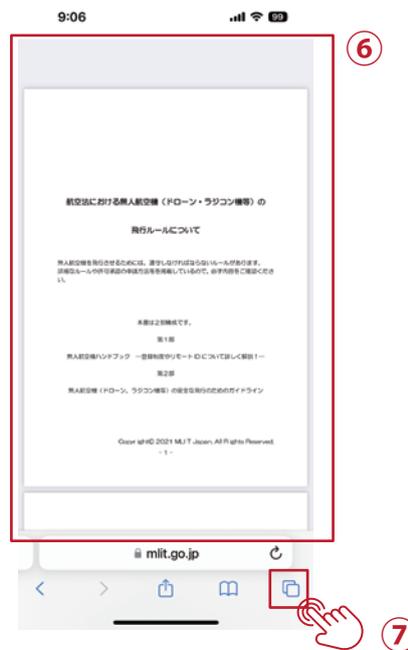
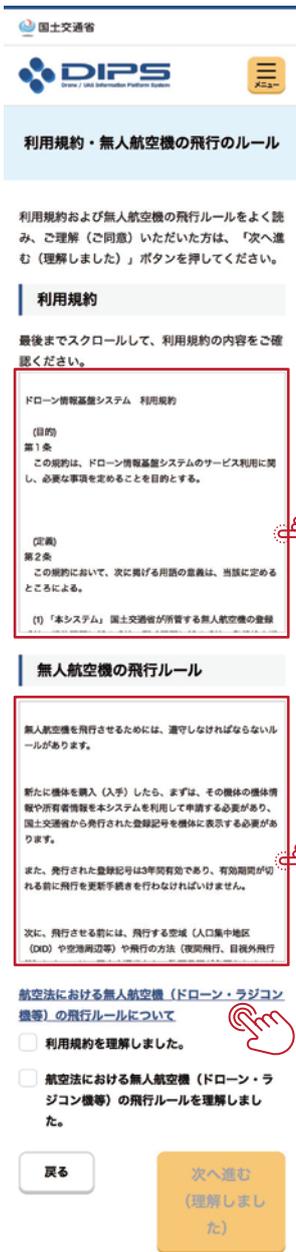
③
画面を下へスクロールし、【ログイン・アカウント作成】をタップします。



④
自動的に「アカウントを開設済の方」の入力フォームに入ってしまうので、『完了』をタップし、キーボード表示を無くします。



⑤
下へスクロールし「まだアカウント作成がお済みでない方」の欄内から【個人の方のアカウント開設】をタップします。



⑥

自動的に新規タブが開き、上の画面のように pdf が表示されます。

⑦

右下のタブのアイコンをタップし、DIPS2.0 のサイトを選び、戻ります。

※④～⑦までの操作を行わないと2つの□欄にチェックが付けられず、次へ進めません。



④

「利用規約」と「無人航空機の飛行ルール」それぞれを最後までスクロールします。

⑤

「航空法における無人航空機（ドローン・ラジコン機等）の飛行ルールについて」のリンクをタップします。

利用規約・無人航空機の飛行のルール

利用規約および無人航空機の飛行ルールをよく読み、ご理解（ご同意）いただいた方は、「次へ進む（理解しました）」ボタンを押してください。

利用規約

最後までスクロールして、利用規約の内容をご確認ください。

期 別(令和4年6月5日)	この規約は、令和4年6月5日から施行する。
期 別(令和4年11月7日)	この規約は、令和4年11月7日から施行する。
期 別(令和4年12月5日)	この規約は、令和4年12月5日から施行する。
期 別(令和5年3月28日)	この規約は、令和5年3月28日から施行する。
期 別(令和5年11月27日)	この規約は、令和5年11月27日から施行する。

無人航空機の飛行ルール

そして、実際に飛行する際には、飛行前の機体の点検、周囲に他の無人航空機がないかどうかの確認、自転車の運転と同様に公道時の歩行者禁止、危険な飛行の禁止といった安全確保措置を講ずる必要があります。

航空法や小型無人機等飛行禁止法、地方自治体が定める条件に無人航空機を飛行するためのルールが定められていますので、ルールをしっかりと理解した上で、ルールを守って無人航空機を飛行をさせましょう。

以下のリンクに詳細なルールや許可承認の申請方法等を掲載しているため、必ず内容をご確認ください。（資料をご確認いただかないと次の手順者に進むことはできません。）

航空法における無人航空機（ドローン・ラジコン機等）の飛行ルールについて

- 利用規約を理解しました。
- 航空法における無人航空機（ドローン・ラジコン機等）の飛行ルールを理解しました。

戻る

次へ進む
(理解しました)

⑧

利用規約を理解しました。

航空法における無人航空機（ドローン・ラジコン機等）の飛行ルールを理解しました。

の欄をタップしてチェックマークを付けます。

⑨

【次へ進む（理解しました）】をタップします。

次の操作から必要になるもの

- ・マイナンバーカード
- ・利用者証明用の電子証明書
(数字4桁の暗証番号)



機体の登録手続きや管理をするために、アカウントを開設します。以下の情報を入力してください。
なお、機体を登録する際の本人確認書類としてマイナンバーカードを利用する場合は、必ず「マイナンバーカード情報連携」ボタンを押して、マイナンバーカードの情報を転記してください。
また、登録した連絡先にメール、電話等による連絡が行われる場合がありますので、必ず連絡のとれる連絡先を入力してください。

マイナンバーカード情報連携

氏名

フリガナ

住所

国/地域

都道府県

生年月日

電話番号

メールアドレス

メールアドレス (確認用)

パスワード

パスワード (確認用)

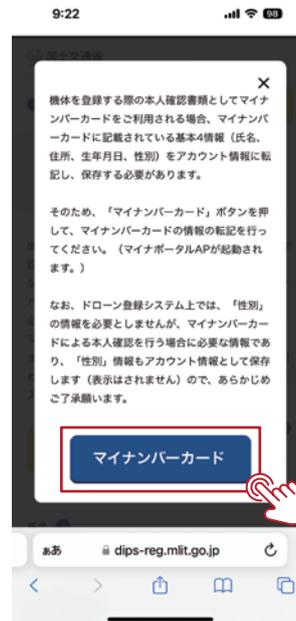
戻る

確認

ドローン情報基盤システム 2.0 の
個人向けアカウント開設を行います。

⑩

【マイナンバーカード情報連携】をタップします。

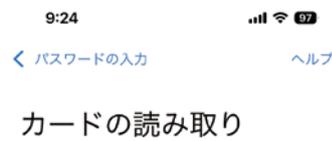


⑪

⑪

【マイナンバーカード】をタップすると
マイナポータルアプリが起動し、ウェブ
ブラウザアプリから自動的に移動しま
す。





スマートフォン背面上部をマイナンバーカードとあわせて、読み取り開始ボタンを押してください。

[読み取りかたを確認](#)



⑫

マイナポータルアプリにて利用者証明用の電子証明書（数字4桁の暗証番号）を入力します。

⑬

顔写真を表に、カードを机に置いて、スマートフォンの上半分を上から乗せ、【読み取り開始】をタップします。

※カードとスマートフォンの間に隙間があると読み取れない場合があります。

机の上に置ける場所での操作することをお勧めします。

カード読み取りに失敗した場合

署名用電子証明書（半角の6文字から16文字英数字）もしくは、利用者証明用の電子証明書（4桁の暗証番号）の入力が間違っている可能性があります。何度も失敗すると暗証番号を使った認証申請にロックがかかり、マイナンバーカードを利用した手続きが中断されます。

ロック解除するにはお住いの市町村窓口へ再登録申請に向かわねばなりません。



⑭

正常に読み取りが終わると、案内が表示されます。
案内に従ってウェブブラウザアプリに戻ります。

※案内が出ない場合はご自身でマイナポータルアプリから離れ、ウェブブラウザアプリを開いてください。



15

氏名 ¹

フリガナ ¹

住所 ¹

国/地域

都道府県

生年月日 ¹

年 月 日

電話番号 ¹

国/地域 選択してください。

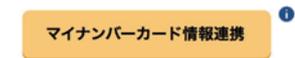
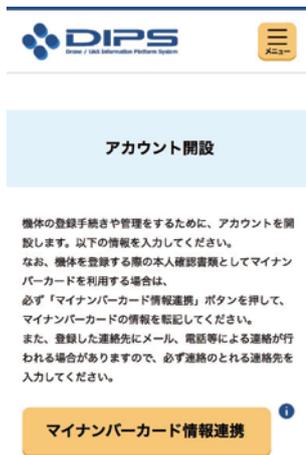
メールアドレス ¹

メールアドレス (確認用)

パスワード ¹

パスワード (確認用)

戻る 確認



氏名 ¹

フリガナ ¹

住所 ¹

国/地域

都道府県

生年月日 ¹

年 月 日

電話番号 ¹

国/地域 日本/Japan

+81

メールアドレス ¹

メールアドレス (確認用)

パスワード ¹

パスワード (確認用)

戻る 確認

16

16

17

15

マイナポータルアプリから読み込まれた個人情報の内容を確認します。

16

登録していない部分（青の塗潰し箇所）については追加入力し、メールアドレスを入力、パスワードを作成します。

※メールアドレスは今後、DIPS2.0からの案内や通知連絡に使用します。（ログインIDとしては使用しない）パスワードは今後ご自身のDIPS2.0のアカウントにログインする際に使用します。

17

【確認】をタップします。



国土交通省

DIPS
Drone / UAS Information Platform System

メニュー

アカウント情報確認

入力されたアカウント情報を確認してください。確認が完了したら「開設する」ボタンを押してください。

氏名
フリガナ
住所
生年月日
電話番号
メールアドレス
パスワード

修正 開設する

18



⑱

入力内容に間違いなければ、**【開設する】**をタップします。



アカウントが開設されると、完了画面が表示されます。

先ほど入力したメールアドレスあてにログインID「ITO(アイティーオー)xxxxxx(xは英数字6桁)」が届きますので、メールアプリにて内容を確認します。

※メールが届かない場合、迷惑メール扱いになっていないか、メールアプリ内の迷惑メールフォルダを確認してください



①9 ITOxxxxxx (xは英数字6桁)をコピーする。

②0



②1

②2

①9

ログインIDを確認し、コピーします。

②0

ログインURLの直下にあるURLリンクをタップします。

②1

メールで届いたログインID「ITOxxxxxx」をペーストし、作成したパスワードを入力します。

②2

【ログイン】をタップします。

国土交通省 [English](#)

 [手帳情報](#) [メニュー](#)

ドローン情報基盤システム2.0

日本で無人航空機（ドローン、ラジコン機等）を飛行させるためには、遵守しなければならない様々なルールがあります。
ルールをしっかりと理解した上で、第三者に迷惑をかけることなく安全に飛行させることを心がけましょう。
詳しくは国土交通省のホームページをご確認ください。

[飛行許可・承認申請へ](#)

[飛行計画の通報・確認へ](#)

[無人航空機の登録申請へ](#)

[機体認証の取得申請へ](#)

[技能証明の取得申請へ](#)

[事故等の報告へ](#)

[登録手続等はこちら](#)

ログインしているかの判断は、「登録手続等はこちら」と文言が変化していることで確認できます。

以上でドローン情報基盤システム 2.0 のアカウント開設が完了しました。

マイナンバーカードで 登録を希望する方むけ

ドローン情報基盤システム 2.0 (通称：DIPS2.0)

技能証明申請者の番号作成手順 (スマートフォン版)

※iPhone (iOS 機器) での画面で説明しております。
android 機器のスマートフォンでは詳細が異なる場合があります。
また、今後の DIPS2.0 サイト更新により表示が変わる場合があります。

事前に準備していただくもの

①マイナンバーカード(所持していること)

②マイナポータルアプリ(設定済であること)

住所などの情報について事前に確認をお願いします。

③署名用の電子証明書

(マイナンバーカードを市区町村の窓口にて発行する際に、自身が設定した半角の6文字から16文字英数字が混在したもの)

④利用者証明用の電子証明書

(数字4桁の暗証番号)

⑤登録者本人のマイナポータル連携がお済みのNFC対応スマートフォン

登録手続き、カードの読み取り時に必須となります。

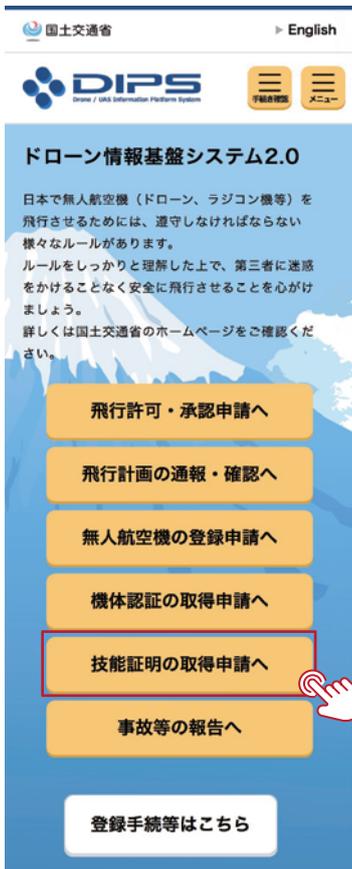
⑥デジタル顔写真データ

詳細については [補足1.アップロードする顔写真について](#) をご覧ください。

※特に、③、④に関しては記憶が曖昧なままで行うと登録作業が中断し、大幅な時間を消耗してしまいます。

「確実に正しく入力」出来る状態で登録を始めてください。

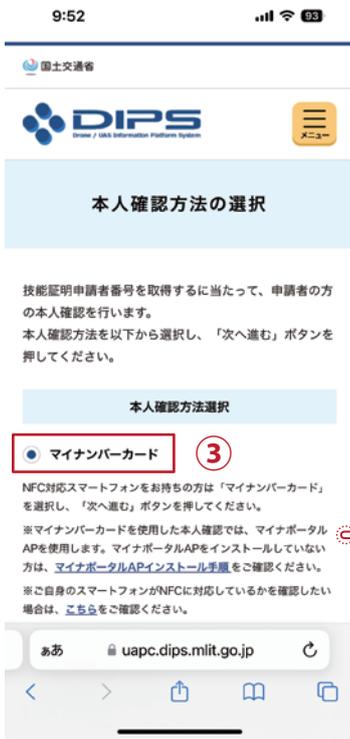
③、④について不明確な場合は、お住いの該当する役所窓口へ確認をお願いいたします。



①
DIPS2.0 にログインした後、
【技能証明の所得申請へ】をタップ
します。



②
【技能証明申請者番号の取得】をタップ
します。



③ 「本人確認方法選択」にて
 ● マイナンバーカード
 が選択されていることを確認し、
 下にスクロールして【次へ進む】
 をタップします。

※下に
 【次へ進む】の
 ボタンがあります。



STEP1 申請者情報

④
 あらかじめ登録されて
 いる個人情報の内容を
 確認します。



申請者情報入力

STEP 01 申請者情報

- STEP 02 講習機関情報
- STEP 03 その他情報
- STEP 04 申請情報確認
- STEP 05 申請完了

申請者情報を入力してください。
 なお、各項目には、マイナンバーカードに登録されている情報を初期値として入力しています。
 氏名、生年月日および自宅/本人の住所は、マイナンバーカードに登録されている情報から変更できません。

申請者に関する情報

氏名

■■■■■■■■■■

フリガナ

■■■■■■■■■■

氏名(英字)

■■■■■■■■■■

氏名(英字)には半角英大文字、半角数字または半角スペースを入力してください。

生年月日

■■■■ 年 ■■ 月 ■■ 日

電話番号

国/地域 日本/Japan

+81 ■■■■■■■■■■

メールアドレス

■■■■■■■■■■@■■■■■■■■■■.■■■■

自宅/本人の住所

国/地域 日本/Japan

都道府県 ■■■■■■■■■■

〒■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■

書類発送先の住所

都道府県 ■■■■■■■■■■

市区町村・番地 ■■■■■■■■■■

顔写真

選択

■■■■■■■■■■ 削除

戻る

次へ

STEP1 申請者情報

⑤

氏名(英字)

登録していない空白の部分(青の塗潰し箇所)に追加入力します。

※大文字の半角英字で、氏と名の間は半角スペースを入力します。

STEP1 申請者情報

⑥

顔写真

【選択】をタップし、顔写真を貼付します。

※サイズ容量2MB以下

⑦

【次へ】をタップします。



STEP2 講習機関情報

⑨

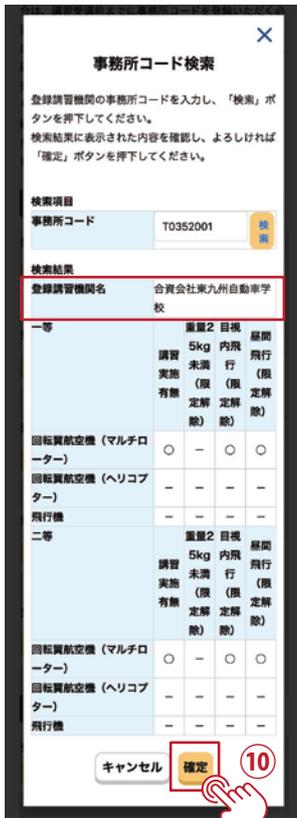
事務所コード検索がポップアップで表示されます。

検索項目内の「事務所コード」の空白に **T0352001**(英大文字Tと数字7桁) と入力し、【検索】をタップします。

STEP2 講習機関情報

⑧

「受講する登録講習機関の情報」の「登録講習機関 事務所コード1」の【選択】をタップします。



STEP2 講習機関情報

⑩

検索結果に

合資会社東九州自動車学校

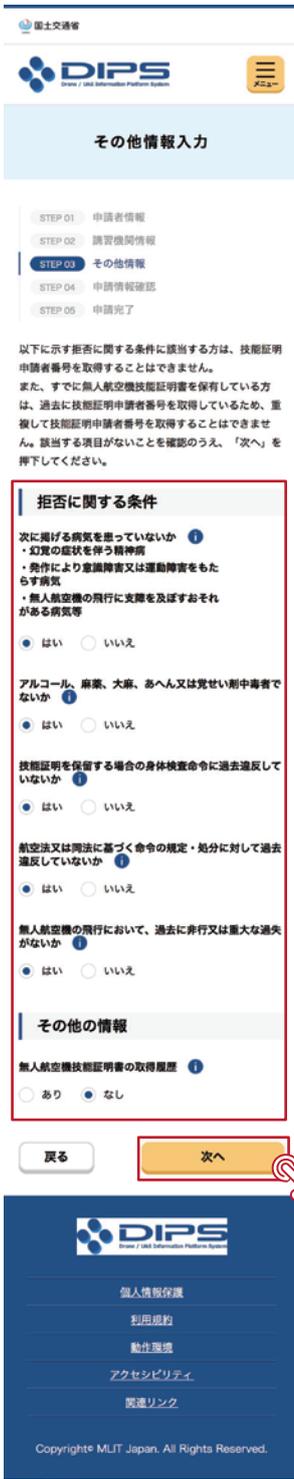
の表記があることを確認し、【確定】をタップします。



STEP2 講習機関情報

⑪

ポップアップが消えて、一つ前の画面に戻った後、下にスクロールし【次へ】をタップします。



STEP3 その他情報

⑫

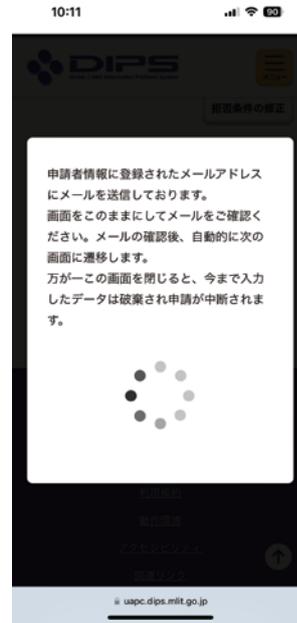
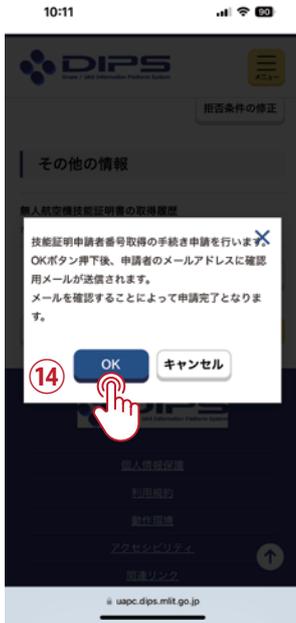
「拒否に関する条件」の内容を確認し、問題なければすべて「● はい」を選択します。「その他の情報」は、無人航空機技能証明書の取得履歴の有無によって「あり」「なし」を選択し【次へ】をタップします。



STEP4 申請情報確認

⑬

STEP1～3までに入力した内容に間違いがないか確認したあと、【取得申請】をタップします。



STEP4 申請情報確認

⑭

OK をタップし、メールアプリに届いた内容を確認します。

STEP4 申請情報確認

※メールアプリに切り替える際、ウェブブラウザアプリの画面表示はそのままにしてください。

画面を閉じてしまうと STEP1 ～ 4 までの入力情報が破棄されます。



認証完了 Authentication completed

メールアドレスの認証を確認しました。
端末・画面で申請操作を行っていた場合、操作を続けてください。

ブラウザのxボタンで画面を閉じてください。
The e-mail address has been authenticated.
If you have performing the application operation on the terminal / screen, continue the operation.

Close the screen with the x button of the browser.

STEP4 申請情報確認

⑮ 「以下の URL を押してメールアドレスの認証を完了してください。」の直下にある URL リンクをタップします。
※メールが届かない場合、迷惑メール扱いになっていないか、メールアプリ内の迷惑メールフォルダを確認してください。

STEP4 申請情報確認

認証完了の画面が表示された後、この画面を閉じます。

次の操作から必要になるもの

- マイナンバーカード
- 署名用電子証明書
(半角の 6 文字から 16 文字英数字)
- 利用者証明用の電子証明書
(数字 4 桁の暗証番号)



STEP4 申請情報確認

マイナンバーカード、署名用電子証明書（半角の6文字から16文字英数字）、利用者証明用の電子証明書（4桁の数字）を用いて申請を続けます。

STEP5 申請完了

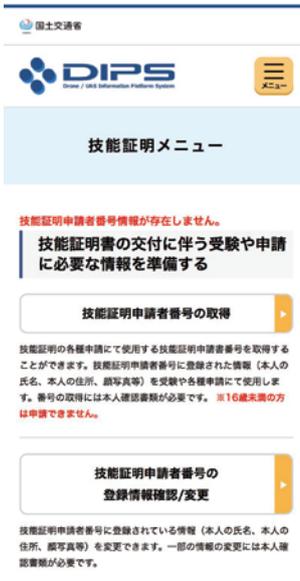
番号取得の手続きが終わると取得申請完了が表示されます。登録したメールあてに手続き完了のお知らせが届きます。（当日～2週間前後）

カード読み取りに失敗した場合

署名用電子証明書（半角の6文字から16文字英数字）もしくは、利用者証明用の電子証明書（4桁の暗証番号）の入力が間違っている可能性があります。

何度も失敗すると暗証番号を使った認証申請にロックがかかり、マイナンバーカードを利用した手続きが中断されます。

ロック解除するにはお住いの市町村窓口へ再登録申請に向かわねばなりません。



発信元: 国土交通省航空無人航空機技能証明担当 information@dips.mlit.go.jp
件名: 【ドローン情報基盤システム】技能証明申請者番号取得申請完了のお知らせ
[DIPS2.0] Notice of application completion
日付: 2024/02/26 15:29:27
宛先: [REDACTED]

- このメールはドローン情報基盤システムをご利用されている方に自動配信しております。
- このメールアドレスへの返信はできません。

[REDACTED]

ドローン情報基盤システムをご利用いただきありがとうございます。

技能証明申請者番号取得申請の手続きがすべて完了しました。
申請内容の詳細は、ドローン情報基盤システム内の「申請状況確認/取下げ/支払い」からご確認ください。

技能証明申請者番号の取得後、指定試験機関での試験受験を希望される方は、以下の指定試験機関ホームページをご確認ください。
全試験科目での講習受講を希望される方は、各試験科目に受講申請を行ってください。
各試験に合格（講習の修了を含む）し、指定試験機関から技能証明合格証明書が発行されましたら、ドローン情報基盤システムで技能証明書の交付申請が可能となります。

■指定試験機関ホームページ
<https://ua-remote-pilot-exam.com/>

お心当たりが無い場合は以下の「よくある質問・お問い合わせ」からお問い合わせください。

■申請受付番号
[REDACTED]

■ログインURL
<https://www.uaac.dips.mlit.go.jp/infocmenu>

■よくある質問・お問い合わせ
<https://www.uaac.dips.mlit.go.jp/content/faq/question.html>

国土交通省航空無人航空機技能証明担当

[English version]

* This e-mail is automatically delivered to the users of the Drone/UAAS Information Platform System.
* You cannot reply to this e-mail address.

Dear [REDACTED]

Thank you for using the Drone/UAAS Information Platform System.

All application procedures have been completed.
For details of the application, please check the Application Status Confirmation / Withdrawal / Payment in the Drone/UAAS Information Platform System.

If you wish to take the exam at Designated Unmanned Aircraft Remote Pilot Certificate Testing Agency after obtaining the certification applicant number, please check the website of Designated Unmanned Aircraft Remote Pilot Certificate Testing Agency.

If you wish to take the course at Registered Unmanned Aircraft Remote Pilot Training Organization, please apply to Registered Unmanned Aircraft Remote Pilot Training Organization.

After passing each test (including completion of the course) and a certificate of passing Remote Pilot Qualification is issued by Designated Unmanned Aircraft Remote Pilot Certificate Testing Agency, you can apply for Unmanned Aircraft Remote Pilot Certificate the Drone/UAAS Information Platform System.

■The website of Designated Unmanned Aircraft Remote Pilot Certificate Testing Agency
<https://ua-remote-pilot-exam.com/>

If you do not know how to contact us, please contact us from the 'Frequently Asked Questions' below.

■Application number
[REDACTED]

■Login URL
<https://www.uaac.dips.mlit.go.jp/infocmenu>

■Frequently asked questions and inquiries
https://www.uaac.dips.mlit.go.jp/content/faq/question_en.html

Unmanned Aircraft Remote Pilot Certificate Team, Civil Aviation Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

完了のメールが届いていない状況では、技能証明申請者番号情報が存在しないと赤い文字で表示されます。

当日～2週間前後で、メールにて手続き完了のお知らせが届きます。

技能証明申請者番号詳細

技能証明書の交付に関する手続きに使用するプロフィール情報です。本画面より、登録されている情報を変更することが可能です。変更したい情報に「氏名」、「生年月日」または「自宅/本人の住所」が含まれる場合は、事前に本人確認が必要のため、「本人確認方法の選択へ」を押下してください。それらの情報を含まない場合は「登録情報の変更へ」を押下してください。

申請者に関する情報

技能証明申請者番号

■■■■■■■■■■

氏名

■■■■■■■■■■

フリガナ

■■■■■■■■■■

氏名(英字)

■■■■■■■■■■

生年月日

■■■■■■■■■■

電話番号

■■■■■■■■■■

メールアドレス

■■■■■■■■■■

自宅/本人の住所

国/地域：日本

■■■■■■■■■■

書類発送先の住所

■■■■■■■■■■

顔写真

■■■■■■■■■■.jpeg

受講する登録講習機関の情報

登録講習機関 事務所コード1

T0352001

登録講習機関 事務所コード2

登録講習機関 事務所コード3

登録講習機関 事務所コード4

登録講習機関 事務所コード5

受講する登録更新講習機関の情報

登録更新講習機関 事務所コード

変更対象に「氏名」、「生年月日」または「自宅/本人の住所」を含まない方はこちら

[登録情報の変更へ](#)

変更対象に「氏名」、「生年月日」または「自宅/本人の住所」を含む方はこちら

[本人確認方法の選択へ](#)

[戻る](#)

「技能証明メニュー」の「技能証明申請者番号登録情報確認/変更」をタップすると、技能証明申請者番号のほか詳細を確認できます。

補足1. アップロードする顔写真について

顔写真は、技能証明書のカードに使用されることを留意してください。

以下の条件に沿った画像データでなければ後日撮り直しとなりますのでご注意ください。

- ・自動車運転免許証と同じ、縦横比が縦3 cm、横2.4 cmの画像サイズを目安とする。
- ・画像サイズ2MB（メガバイト）以下の .jpg 形式または .png 形式である。
- ・正面を向いて撮影されたものである。
- ・6か月以内に撮影されたものである。
- ・無帽とする。
- ・撮影場所の背景は無地（影を含む）とする。
- ・顔の輪郭は露出しているものとする。
- ・目の周辺に髪の毛、マスク、眼鏡、つけまつげ、まつげエクステ等の一部あるいはその陰が入らないようにする。

※ピントが合っていないもの、画像加工されたもの、
圧縮などでノイズ（画像の乱れ）が発生しているものなど
不適当なものがあれば撮り直しをしていただくことがあります。

引用元：国土交通省 HP 【技能証明申請者番号】よくある質問
https://www.uapc.dips.mlit.go.jp/contents/lic/question_LCA_num.html



近年のデジカメや、スマートフォンの通常のカメラアプリで撮影したオリジナルの写真はデータ容量が大きすぎるため、**データ容量を2MB（メガバイト）以下まで減らす**必要があります。

方法についてはアプリや機種の様などで大きく変わるため、個別での対応となります。

スマートフォンの通常のカメラアプリで証明写真を撮った場合、大まかに以下の対策があります。

- ①スクリーンショット機能でデータ容量を減らす方法
- ②メール送信時の圧縮機能を利用する方法
- ③リサイズ機能アプリを使用する方法
- ④PC等でデータの縮小を行う方法